

施設の使用に関する決まり

東京都立府中西高等学校 都立学校開放事業運営委員長

- 1 指定の門から責任者(管理指導員)と一緒に団体単位で出入りしてください。開放時間途中における個人単位の出入りの際は、必ず責任者報告し、確認を得てください。
- 2 学校施設使用当日、団体責任者は使用票(領収証書)、使用承認書及び使用団体登録証を本校教職員や本校担当の警備会社にいつでも提示できるようにしておいてください。
- 3 1回の使用時間は、準備から後始末の時間を含みます。使用時間を厳守してください。
- 4 自動車及びバイクでの来校は禁止します。(本校敷地内への駐車ができません。近隣コインパーキングへ駐車してください。)自動車での来校がみられた際は、次年度の団体登録をお断りさせていただく場合がございますので、遵守いただきますようお願いいたします。
- 5 自転車は、指定された場所に置いてください。
- 6 使用を許可された施設以外への立入りは厳禁とします(校舎内は立ち入り禁止です。校舎内のトイレではなく、屋外のトイレを使用してください。)
- 7 使用中に、学校の施設・設備等を破損したときは、直ちに学校に申し出て、本校職員の指示に従ってください(破損は有償になります)。
- 8 校内での営業行為及び業者の出入りは禁止します。
- 9 事前に登録した登録団体構成員以外の者は、原則、校内に立入りはできません。
- 10 練習試合等で使用する場合、対戦相手のメンバーについては、当日対戦相手の責任者が管理してください。
- 11 各施設使用の際は、学校で決められた靴を使用してください(例、テニスコート:テニスシューズ等)。
- 12 テニスコートを使用の際に、フェンスに金具(S字金具など)を用いて荷物などをかけないようにしてください。
- 13 学校の電話を呼び出し、連絡等に使用することはできません。
- 14 使用後は、必ず清掃、消毒及び整地等を行い学校教育に支障のないよう現状回復してください。
- 15 校内は、禁煙です。喫煙行為がみられた際は、次年度の団体登録をお断りさせていただく場合がございますので、遵守いただきますようお願いいたします。

食事も原則禁止です。また、ごみ・空き缶は持ち帰ってください。

- 16 使用終了時に、使用人数、備品・施設の異常・事故の有無を管理指導日誌を記入し報告してください。
- 17 鍵については、毎回最後に使用した団体の責任者が、施錠を確認したうえで、連絡箱に戻してください。
- 18 その他、本校職員の施設管理・安全・使用上の注意・指導・指示に従ってください。

以上の事項に違反した場合、学校開放事業運営委員会の審査に付し、運営委員会の定める一定期間の使用を禁止し、または団体の登録を取り消すことがあります。

なお、学校教育上支障が生じた場合、使用承認を変更し、または取り消すことがあります。